日時:令和5年3月22日(水)14:50~

場所:個人情報保護委員会 委員会室

出席者:丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、 梶田委員、髙村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、 栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第237回個人情報保護委員会を開会いたします。 本日の議題は五つです。

議題1「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改正について」、 事務局から説明をお願いします。

○事務局 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改正について、御 説明申し上げます。

資料については、資料1-1として概要資料、資料1-2としてガイドラインの一部改正案をお示ししています。

それでは資料1-1に基づき御説明します。

まず、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインですが、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項、その他の個人情報の適正な取扱いについて、できる限り具体的な指針を示すことにより、その範囲内での自由な流通を確保して電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、個人情報保護法及び電気通信事業法の関連規定に基づき、具体的な指針として定めるものです。当委員会と総務省の共管となっています。

この点、電気通信事業法については、令和4年6月に改正され、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律、外部送信に係る利用者に関する情報の取扱いに係る規律が追加されました。

これらを踏まえ、本ガイドラインに、第4章として、「特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律」、第5章として、「外部送信に係る利用者に関する情報の取扱いに係る規律」を追加することを検討しています。第4章及び第5章については、総務省の単管とすることと考えています。

また、第4章及び第5章を追加することを踏まえ、本ガイドラインの名称を「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」に改正し、また、第1章の総則に必要な改正を加えることを検討しています。

次のページ以降で具体的な改正内容の案について御説明します。

まず、名称ですが、先ほど御説明したとおり「電気通信事業における個人情報等の保護 に関するガイドライン」に改正します。

次に、第1章の総則ですが、第1条及び第2条において、本ガイドラインは、「利用者に関する情報」の適正な取扱いについて規律するものである旨を規定します。

第3条について、必要な定義規定を追加することとします。

続いて、第4章の「特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律」ですが、第45条では、 指定電気通信事業者は、情報取扱規程を定めて、これを総務大臣に届け出なければならな い旨を規定しています。

第46条では、指定電気通信事業者は、情報取扱方針を定めて、これを公表しなければならない旨を規定しています。

第47条では、指定電気通信事業者は、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない旨を規定しています。

次のページでございます。

引き続き、第4章ですが、第48条及び第49条では、指定電気通信事業者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、所定の業務経験等を有する者のうちから、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない旨、特定利用者情報統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定しています。

第50条では、指定電気通信事業者は、所定の特定利用者情報の漏えいが生じたときは、 遅滞なく総務大臣に報告しなければならない旨を規定しています。

続いて、第5章の「外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い」に係る規律ですが、 第51条では、所定の電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その利用者に対し、電気 通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を 行おうとするときは、所定の事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得 る状態に置かなければならない旨を規定しています。

その上で、利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報、利用者が同意をしている情報、オプトアウト措置が講じられている場合に利用者がオプトアウト措置の適用を求めていない情報等については、通知等は不要である旨を規定しています。

ただいま御説明した電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインについて、本日御審議の上、御了承いただけましたら、総務省と連携し、速やかに意見公募手続を行いたいと考えています。

なお、本議題に係る資料、議事録及び議事概要については、総務省における公表の時期 等を考慮し、後日、公表することとしたいと考えています。

説明は以上です。

○ 分野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、御意見がないようですので、本ガイドラインの改正案について、意見公募手

続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては 総務省と連携の上、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、先ほど説明がありましたように、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの 一部改正案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの 一部改正案の御意見募集の結果について、御説明申し上げます。

本年1月25日の第230回個人情報保護委員会において、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案を取りまとめ、意見募集を実施したところであり、その結果についての御報告となります。

資料2-1でございます。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正 案に関する意見募集の結果について示しているものです。延べ8件の御意見が寄せられて おります。

また、資料 2-1 の別紙として、意見募集において寄せられた御意見及び御意見に対する考え方を記載しております。

資料 2-2 は、意見募集結果を踏まえた医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いためのガイダンス案でございます。

本ガイダンスの主な改定点ですが、デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正部分が本年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する大学病院を含む病院及び診療所について、個人情報保護法第4章に規定する民間部門における規律の一部の適用対象となることによる改正、その他、昨年5月に改正した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aを加えた改正等であります。

後者の公衆衛生例外に関するQ&Aについては、本意見募集において御意見を頂戴しております。

それでは、資料2-1について御説明申し上げます。

本意見募集では、一部御意見を踏まえ、改正案の内容を修正しております。具体的には、別紙の3ページにおける4番及び5番の御意見を踏まえ、改正案を修正しておりますが、これらの御意見については、共管省庁である厚生労働省に対するものであり、厚生労働省の責任で対応しております。

その他、公衆衛生例外関係として、別紙1ページの1番及び2番について御意見を頂いております。

御意見の内容としましては、例えば1番の利用目的による制限の例外の事例における3行目について、「研究のために製薬企業に提供し、その結果が広く共有・活用されていく」という記載があり、この部分について、「製薬企業に対する提供のみならず、医療機器企業への提供についても追記いただきたい」旨の御意見を頂いております。

これに対する回答としましては、「御指摘の記載は、個人情報保護法第18条第3項第3号及び第27条第1項第3号に該当する典型事例の一つとしてお示ししているものであるため、原案どおりとさせていただく」旨を説明しております。

御意見の2番についても同様の回答をしております。

また、本件の資料、議事録及び議事概要の公表については、ガイダンスの公表と併せて 後日行うことを予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、まずは、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの改正について、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げたいと思います。

本件については、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、通知、 公表等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、その際、技術的な修正については私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては 所要の手続を進めてください。

引き続き、医療関連分野の実態に即した個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、厚生労働省と連携の上、取り組んでまいりたいと思います。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、事務局からの説明のとおり、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御意見がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第15号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案』に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19条第17号に基づき同条第15号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」に関する意見募集の結果について御説明いたします。

本件は、第231回個人情報保護委員会でお諮りいたしました、規則の一部を改正する規則 案についての意見募集の結果でございます。

資料3-1は、意見募集の結果について示しているもので、別紙として、意見及び回答を記載してございます。

資料3-2は、規則案の新旧対照表でございます。

今回、2月8日から3月10日までの約1か月間、意見募集を行いまして、1件の御意見をいただきました。

それでは、資料3-1別紙に基づいて説明させていただきます。

1番に記載のとおり、用語に関する御質問を頂いていますが、当該記載は、法令を定める際のルールにのっとったものであるため、修正は行わないこととします。

規則の改正案は資料3-2でございます。

第231回個人情報保護委員会においてお諮りいたしました内容から変更点はございません。

本規則案について、資料について意見募集の結果の公示及び官報掲載の手続を行い、4 月1日から施行させていただきたいと存じます。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日、準備が整い次第、委員会のホームページで公表するよう手続を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

今の説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「個人情報の保護に関する法律第28条に基づくEU及び英国の指定の見直し結果 について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 御説明申し上げます。資料4-1を御覧ください。こちらは、EU及び英国の 指定に係る見直し・レビューに関し当委員会事務局が作成した報告書であります。 報告書の概要を説明いたします。まず、背景・目的として、日EU間及び日英間の相互認証の枠組みについて説明いたします。個人情報保護法第28条(以下「法第28条」という。)は、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国を指定することにより、個人情報取扱事業者が当該外国に所在する第三者への個人データの提供について、それを認める旨の本人の同意は必要ない旨を定めております。現在、この外国指定を受けているのはEU及び英国のみであります。

当委員会は、平成31年1月23日に、法第28条に基づき、平成31年個人情報保護委員会告示第1号にてEUを外国指定いたしました。また、同日、欧州委員会においても、EUのデータ保護一般規則、いわゆるGDPR第45条に基づき、我が国への十分性認定を行っております。

このように、当委員会がEUを外国指定し、欧州委員会が我が国を十分性認定していることは、日EU間の相互認証と呼ばれ、日EU間の円滑な個人データの越境移転に大きく貢献する枠組みであります。

英国につきましては、令和2年1月31日のEU離脱後も、当委員会は英国に対し、令和2年個人情報保護委員会告示第5号をもって法第28条に基づく外国指定を継続することとし、また、英国においても、EU離脱後においてGDPRの規律を引き続き適用するため、令和2年12月31日の移行期間終了時に英国GDPRを制定し、英国GDPRに基づき、我が国への十分性認定を継続しました。これにより、日英間においても相互認証は継続されており、日英間の円滑な個人データの越境移転の維持に大きく貢献する枠組みとなっております。

次に、見直し・レビューの作業について御説明いたします。日EU間の相互認証の枠組みにおける共同レビューは、日本とEUの双方の相互認証の枠組みが機能しているかについて、その適用から法制度の改正まで幅広く対象にして実施されました。共同レビューは令和3年1月から開始され、同年10月に開催された共同レビュー会合において、当委員会の大島委員及び欧州委員会のレンデルス委員により、高い個人情報の保護について、日本とEUの共同コミットメントが強調されたところでございます。

上述の相互認証の枠組み及び共同レビューの実施状況を踏まえ、法第28条に基づくEU 及び英国の外国指定について、平成31年個人情報保護委員会告示第1号に基づき、その見 直し作業を行い、外国指定の継続につき検討いたしました。

次に、見直しの判断基準について説明いたします。個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第15条は、法第28条による外国指定について、以下の5項目のいずれにも該当することが必要である旨を定めております。なお、本5項目は、平成31年にEUを外国指定した際に用いたものと同じであります。

①として、法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めが あり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること、 ②として、個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること、③として、我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること、④として、個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること、⑤として、前4項目に定めるもののほか、当該外国を法第28条第1項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであることです。

以上を踏まえて検討したところ、結論といたしましては、EU及び英国は、規則第15条第1項各号の判断基準を引き続き満たしていると評価できるため、当委員会は、法第28条の規定に基づくEU及び英国の外国指定の見直し作業の結果、これを維持することが妥当であると思料いたします。

また、規則第15条第3項は、同条第1項の定める条件が満たされていることを確認するため、必要があるときには必要な調査を行う旨を定めているところ、日EU及び日英の相互認証の枠組みの活用状況等を見ながら、原則として見直し報告から少なくとも4年ごとに、及び当委員会が必要と認めるときに、外国指定の見直し作業を行うことが適当と思料いたします。

次に、資料4-2は、EU及び英国の指定を継続するための告示案でございます。EU加盟国を含む欧州経済領域協定に規定された国と、英国を指定する旨と、先ほど報告書の結論のところで申し上げました見直しの時期等、指定を継続するに当たり付する条件を規定しております。

今後のスケジュールにつきまして、欧州委員会は、近々レビュー結果の報告書を採択し、 日本への十分性認定を継続する予定となっております。当委員会におきましても、御審議 いただいた後、EU及び英国の指定告示の改正告示を公布し、公布の日から施行すること としたいと考えております。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日、準備が整い次第、委員会のホームページで公表するよう手続を進めてまいります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 御報告、御説明ありがとうございました。

ただいまの報告にもありましたとおり、この相互認証の枠組みに関する共同レビューは 令和3年1月から開始され、その間、累次にわたる交渉がなされました。令和3年10月に は、私自身、欧州委員会のレンデルス委員と日EU相互認証に係る共同レビュー会合をオンラインで開催し、この枠組みが機能しているかを確認するため、幅広く議論をいたしました。

本日の委員会会合後、日EU双方がレビュー結果の報告書を発表し、共同レビュープロセスの完了により相互認証の枠組みが継続する見通しになった、との報告を受け、大変感慨深く思っております。

我が国がEU及び英国から十分性認定を得ていることで、また、我が国がEU及び英国を法第28条に基づく外国に指定することで、本人の同意がない場合や企業間契約等がない場合であっても、日EU間及び日英間で個人情報を移転することが可能となるため、日本・EU・英国の事業者にとっても、機動性、柔軟性の観点から、メリットが大きいところです。

今後も、高い水準の個人情報保護のコミットメントを果たしつつ、円滑な個人データの 国境を越えた移転を実現する、この相互認証枠組みが継続するよう、日EU間及び日英間 でより一層の連携強化が重要であると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からも一言申し上げたいと思います。平成31年1月に発効した日EU相互認証の枠組みについて、当初、その実現にはかなりの時間を要したというのをよく覚えております。この枠組みが始まって以降、個人情報保護法は2度の改正を経てきたこともあり、今般の共同レビューにおいても、大島委員が取り組まれた共同レビュー会合も含め、双方の制度理解には、それなりの時間がかかったものだと思います。

これらの努力の甲斐もあり、今般の共同レビュー完了により、法改正後においても、個人情報保護法とGDPRは個人情報保護の水準について同等であることが確認されたことになります。改めて、我が国はEUとともに高い水準の個人情報保護にコミットしていることを内外に発信していくようにしたいと思います。

また、個人情報保護法は、改正によってその対象範囲を公的部門へ拡大しておりますので、それを踏まえれば、日EU間及び日英間の相互認証の枠組みの対象範囲を拡大していくなど、今後の協力の一層の進化を進めていくべきであると思っております。

これからも引き続きEU及び英国との緊密な連携を実行してまいりたいと思います。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては 所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「令和4年度施行状況調査(令和5年度実施)について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和4年度施行状況調査(令和5年度実施)について、御説明申し上げます。 まず、概要について御説明します。根拠規定は個人情報保護法第162条第1項であり、委 員会は行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる、 とされています。

調査の対象は、行政機関及び独立行政法人等であり、その数は、今年度実施した実績でいいますと、行政機関個人情報保護法の適用対象であった49機関、独立行政法人等個人情報保護法の適用対象であった191法人の合計240でした。

また、経緯等としまして、前年度まではデジタル社会形成整備法による廃止前の行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法について、その施行の状況を調査しておりましたが、改正後の個人情報保護法の施行状況調査については、今年度行うものが最初という位置付けになります。

次に、報告を求める事項について御説明します。

まず、行政機関等に対する調査項目ですが、大きく分けて「ア 保有する個人情報ファイル等に関する事項」、「イ 開示請求等の受付、処理状況」「ウ 安全管理措置に関する状況」があります。

アの「保有する個人情報ファイル等に関する事項」の中には、個人情報ファイルに記録 された保有個人情報の利用目的以外の目的での利用又は提供の状況に関し、その件数及び 具体的な内容を調査することが含まれています。

また、ウの「安全管理措置に関する状況」として、漏えい等事案の総発生件数を調査します。従前の行政機関等個人情報保護法における調査では、漏えい等事案について一件ごとに詳細を記載した一覧表の提出を求めておりましたが、今年度以降は漏えい等報告制度があるため、重要な事案の詳細は同制度で把握することとし、施行状況調査では漏えい等報告義務が課されない事案を含めて総発生件数を調査します。

次に、法別表第二に掲げる法人等に対する調査項目です。大きな分類は行政機関等と同じですが、民間向けの規律が適用されることから、これに対応して一部異なる調査項目があります。例えば別表第二に掲げる法人等については、行政機関等一般に係る利用目的以外での利用又は提供の規律が適用されず、個人情報取扱事業者として個人データの第三者提供に関する規律等が及ぶため、アの調査項目内のこの事項については、個人情報取扱事業者に対する規律を前提とした調査項目としています。

最後に、今後のスケジュールについて御説明します。令和5年5月上旬に、資料5-2、5-3の実施通知等を、それぞれ行政機関等及び別表第二に掲げる法人等に発出し、報告を求めます。 9月末日を提出期限として報告を受け、それを取りまとめて、令和5年度内

に概要を公表することを考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

次年度から、デジタル社会形成整備法によって改正された後の個人情報保護法の施行状 況調査が開始され、改正法の下での法の運用状況が明らかになります。

この調査結果については、適切に蓄積、分析して今後の委員会の業務に活かすとともに、 国民への情報提供の趣旨もあることから分かりやすい公表資料の作成に努めていただきた いと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続 を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。